

都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書きの運用基準

(都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書きの適用により公園等の設置を不要と判断する基準)

「都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書き」の運用における、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」とは、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- 1 予定建築物が住宅の場合においては、当該開発区域（開発区域の面積が 1ha 未満に限る。）から概ね 250 メートルの範囲内に公園等がある場合。

ただし、この場合、開発区域と公園等の間は、高速道路、河川、鉄道その他利用者の通行を分断するものにより、妨げられることなく利用できる状態にあること。

- 2 当該開発区域が、土地区画整理事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内の土地等、公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発行為である場合。

- 3 その他の理由により、市長が公園の設置を不要と判断する場合。

附則 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。